

答弁書第八六号

内閣参質一七四第八六号

平成二十二年六月十一日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員浜田昌良君提出うつ病が自立支援医療制度の対象となることの周知に関する質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。



参議院議員浜田昌良君提出うつ病が自立支援医療制度の対象となることの周知に関する質問に対する

答弁書

厚生労働省としては、今後、同省のホームページにおいて、精神疾患の方が利用できる制度や支援機関について、総合的な情報提供を行うこととしており、その中で、うつ病の方が障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に基づく自立支援医療を利用できる場合があることについての周知も行うこととしている。

また、地方公共団体に対し、精神疾患の方が利用できる制度等について、精神疾患の方にとって分かりやすい情報提供を行うよう依頼することを考えているが、その際には、うつ病の方が自立支援医療を利用できる場合があることについても併せて周知されるよう、地方公共団体に対し、情報提供の具体的内容を例示するとともに、厚生労働省のホームページの掲載についての紹介も行ってまいりたい。

